

資格停止措置一覧表

令和8年6月11日

No.	業者名	所在地	資格停止期間	事由
1	日本ハイウェイ・サービス(株)	委任先：八幡営業所 岐阜県郡上市八幡町稲成 835-1	8.6.12 ~ 8.7.27 (1.5箇月)	公正取引委員会は、首都高速道路㈱が発注する特定道路清掃業務に係る入札において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた左記事業者に対して、令和8年4月22日付けで排除措置命令を行った。 このことは、岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格停止措置要領第2条に定める別表第2-5（独占禁止法違反行為）に該当することから、岐阜市上下水道事業部に登録がある左記事業者について、競争入札参加資格の停止措置を行う。 なお、課徴金減免制度の適用事業者であるため、停止期間を2分の1に短縮した。 (独占禁止法の正式名：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)